

# 公式 LINE 配信システム構築等業務公募型プロポーザル実施要領

令和 5 年 9 月

安中市 企画政策部 政策・デジタル推進課

## 1. 概要

(1) 業務名

公式 LINE 配信システム構築等業務

(2) 目的

公式 LINE アカウントの機能を活用することによって、市民の登録状況に応じた情報を配信することを可能にするとともに、各種サービスのオンライン化を促進することで、住民サービスの利便性向上や職員の業務効率化を図る。

(3) 業務内容

別紙 1「公式 LINE 配信システム構築等業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日～令和 6 年 3 月 31 日

・構築期間:契約締結日～令和 6 年 1 月 12 日(予定)

・運用保守期間:本リリース日～令和 6 年 3 月 31 日

(5) 提案上限額

1,951,000 円(消費税および地方消費税を含む)

なお、この合計額を超えた提案は無効とする。

## 2. プロポーザルに関する事項

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる資格を満たしている事業者であることとする。ただし、契約締結日までの間に当該参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

ア. LINE Technology Partner に認定されていること。

- イ. 本システムについて、同規模程度の自治体における導入実績があること。
- ウ. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の ISMS 適合性評価制度の認定、またはプライバシーマークの認定を受けていること。
- エ. 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- オ. 会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- カ. 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- キ. 契約締結までの間に、安中市入札参加者指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ク. 租税を完納していること。
- ケ. 安中市暴力団排除条例(平成24年安中市条例第26号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。

## (2) 本プロポーザルに関する質問及び回答方法等

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けないものとする。

### ア. 提出書類

- ・企画提案についての質問書(様式2)

### イ. 提出方法

「6. 事務担当」に記す事務担当へ電子メールにより提出すること。この場合において、件名は、「プロポーザルに関する質問(公式 LINE 配信システム構築等業務)」とすること。なお、提出後に必ず電話にて、電子メールの着信確認を行うこと。

### ウ. 質問受付期間

令和 5 年 9 月 25 日(月)午後 5 時まで(必着)

### エ. 回答方法

受け付けた質問の趣旨と回答は、質問者に電子メールにて送付する。また、質問及び回答の共有のため安中市ホームページにて公表する。ただし、軽微な質問については、質問者にのみ口頭により回答する場合もある。

## (3) 参加資格確認

企画提案への参加を希望する事業者(以下「応募事業者」という。)は、次のとおり、参加資格確認資料等を提出すること。

### ア. 提出書類

- ① 様式1「参加表明届」
- ② 様式3「参加資格確認資料」

イ. 提出期限

令和5年9月25日(月)午後5時まで

ウ. 提出方法及び提出先

「6. 事務担当」に記す事務担当へ電子メールにより提出すること。なお、提出後に必ず電話にて、電子メールの着信確認を行うこと。

エ. 注意事項

- ① 応募事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約を解除することがある。
- ② 提出書類の提出後に辞退する場合には、「6. 事務担当」に示す連絡先に速やかに連絡すること。

(4) 審査

ア. 書類提出について

- ① 必要書類
  - I. 企画提案書(任意様式) 正1部、副10部
  - II. 費用見積書(任意様式) 正1部、副10部
- ② 提出期限  
令和5年10月2日(月)午後5時まで(必着)
- ③ 提出方法  
「6. 事務担当」に記す事務担当へ持参又は郵送とする。
- ④ 記載事項
  - I. 「企画提案書(任意様式)」については、A4判10枚(両面使用時20ページ・フォントサイズは10.5ポイント以上)以内(表紙、目次は除く)で簡潔明瞭に作成することとし、次の点について明記すること。
    - ・事業者の概要…会社概要と、地方公共団体での公式LINEアカウントの構築実績を提示すること。また、「LINE Technology Partner」に関して何らかの認定バッジを取得している場合は明記すること。
    - ・業務実施体制…本業務の実施体制を提示すること。各工程での事業者と本市の役割分担、工程名称、工程期間、作業内容、職員研修、テスト期間等を提示すること。
    - ・機能概要…仕様書の機能概要に掲げた項目ごとの概要、イメージ、特徴等を記載すること。また、仕様書に示していない内容でも、本市にとって有益になると思われるものについては、積極的に提案すること。
    - ・セキュリティ…情報漏えい等のセキュリティ対策、障害発生時の対応

等の提示をすること。

- ・構築体制…構築から運用開始までのスケジュール・フローを提示すること。また、構築期間中のサポート体制について提示すること。
- ・運用保守・サポート…サービスを安定的に運用するための、ソフトウェア・ハードウェア・セキュリティに関する保守を提示すること。また、障害発生時や問い合わせ等に関するサポートを提示すること。
- ・拡張性・追加提案…過去の機能追加事例や今後想定される環境変化に対応できる拡張性に関して提示することがあれば提示すること。また、利用者及び管理者にとって利便性向上や友だち増加に関するアイデア等があれば提示すること。これらの提案は本業務の委託料の範囲内で実施可能か、または別途費用が必要となるかを明記すること。

II. 「費用見積書(任意様式)」については、人件費、事業費などの内訳が分かるように積算を記載すること。

⑤ 提出書類の取扱い

提出された提出資料は、審査の必要上、複製を作成することがある。

⑥ 注意事項

- I. 応募事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約を解除することがある。
- II. 提出書類の提出後に辞退する場合には、「6. 事務担当」に記す連絡先に速やかに連絡すること。

イ. 評価及び選定の方法について

提出された書類及び企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を次のとおり実施し、その結果最も優れた企画提案を提出した事業者を契約の優先交渉権者として選定する。

① 日時

令和5年10月12日(木) ※時間は提案事業者に別途連絡する。

② 会場

安中市役所 本庁舎 委員会室

③ 実施の順番

プレゼンテーションは、参加表明届の受付順で実施する。実施時間については、本プロポーザルの参加者(以下「参加者」という。)に電子メールにより通知する。

④ 実施方法

参加者によるプレゼンテーション及び審査委員によるヒアリングの所要時間は、1参加者あたり30分程度(プレゼンテーション20分以内、質疑応答約10分)とし、1参加者あたり5名まで出席を認める。また、審査当日に新たな説明資料を追加することは認めない。

⑤ 審査結果

選定結果は、参加者に対し、電子メールにより通知する。また、本市のホームページ上にも公表する。

ウ. 受託候補者選定基準の主な視点

① 事業実績 (配点10点)

本事業と同様な事業の受託実績について

② 事業実施体制 (配点10点)

構築及び運用における実施体制について

③ 機能等提案内容 (配点30点)

各種機能やデザイン等の提案内容について

④ サポート等提案内容 (配点20点)

構築期間中及び運用保守期間中のサポート等の充実度について

⑤ 独創性 (配点10点)

本事業を効率的・効果的に実施するための独創性のある提案について

⑥ 拡張性 (配点10点)

今後の機能拡張のしやすさについて

⑦ 価格評価点 (配点10点)

【 審査点合計100点 】

エ. 契約候補者の決定方法

① 提出された企画提案書等を審査し、総合得点が最も高い者を優先交渉権者に、次に得点が高い者を次点交渉権者として選定する。

② 最高得点の者が複数いる場合は、審査委員の合議により優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

③ 提案事業者が1者のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(5) 提案の無効

参加者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、審査委員会において審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

ア. 本プロポーザルにおいて提出すべき書類について、この要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由無く守らなかったとき。

イ. 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。

- ウ. 「(1) 参加資格」に記した要件を満たさなくなったとき。
- エ. 見積金額が提案上限額を超えたとき。
- オ. 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

### 3. 契約の締結

- (1) 優先交渉権者として選定された者と契約締結の交渉を行う。詳細な契約内容については、その交渉時において仕様書の変更調整を行い決定する。よって、当初仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。
- (2) 優先交渉権者との交渉が不調となったときは、次点者と契約締結の交渉を行うものとする。

### 4. スケジュール(予定)

スケジュール(予定)は、次のとおりとする。

内容	日時
企画提案募集開始	令和5年9月11日(月)
参加表明届提出期限	令和5年9月25日(月)午後5時まで
質問受付	令和5年9月25日(月)午後5時まで
質問に対する回答公表	令和5年9月28日(木)まで随時
提出書類受付期限	令和5年10月2日(月)午後5時まで
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和5年10月12日(木)
審査結果通知(=受託候補者決定)	令和5年10月18日(水)
契約	令和5年10月19日(木)以降

### 5. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の作成のために本市から受領した資料等は、本市の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- (3) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用しない。
- (4) 提出書類の提出期限後の再提出又は差替えは認めない。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 参加者は、参加申請書の提出をもって、この要領及び仕様書案等の記載内容を承諾したものとみなす。

## 6. 事務担当（企画提案書等の提出先及び質問先）

〒379-0192

安中市安中一丁目23番13号

安中市企画政策部

政策・デジタル推進課 政策・デジタル推進係 担当：佐藤、田部井

電話 027-382-1111(内線1021)

電子メール [sei-digi@city.annaka.lg.jp](mailto:sei-digi@city.annaka.lg.jp)